

ID: 195

担当部署: 市民生活部 市民室 人権・男女共生課

処分の概要	登録団体の認定		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則 第7条第2項		
例 規 番 号	平成25年規則第2号		
【根拠条文】 (男女共同参画センター登録団体の認定) 第7条 第3条第3項第1号及び前条第1項第2号アの「男女共同参画センター登録団体」とは、男女共同参画の推進を目的として活動を行う団体で、市長の認定を受けたものをいう。 2 前項の認定は、芦屋市男女共同参画センターグループ登録申請書に必要な書類を添えて、別に定める期間に申請しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	60日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日